

# Tsunagaru 紹介サービス利用規約

## 第1条 (目的)

1. Tsunagaru 紹介サービス利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社マキシマイズ（以下「弊社」という）が提供する人材紹介サービス「Tsunagaru 紹介」（以下「本サービス」という）を利用する際に適用する条件を定めるものです。
2. 本サービス申し込み者（以下「申込者」といいます）は、本規約およびそれに付随する特約を遵守するものとします。

## 第2条 (利用申込みの方法および利用契約の成立)

申込者が本規約に合意の上、弊社所定の申込書（以下、「申込書」といいます）により本サービスの利用を申込み、弊社が弊社所定の審査を行い、申込みを承諾した場合、本サービスの利用契約（以下、「本契約」といいます）は申込書に記載された申込日をもって成立するものとします。

## 第3条 (定義)

本規約における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「人材紹介」とは、弊社が申込者及び求職者の申込みを受け、申込者と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋することをいう。
- (2) 「候補者」とは、弊社が申込者に紹介する求職者をいう。
- (3) 「新規採用者」とは、申込者が採用することを決定し、入社合意に至った候補者をいう。
- (4) 「入社合意」とは、本サービスを通じて選考を受けた候補者が、選考に合格し、申込者からの入社意思の確認に対して承諾の意思表示を行うことをいう。
- (5) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できる情報（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できる情報を含む）をいう。
- (6) 「ポリシー等」とは、本サービスに関して、本規約とは別に「ポリシー」、「ポリシー等」などの名称で弊社が掲示している文書をいう。

## 第4条 (本サービスの内容)

1. 弊社は、申込者より明示された求人条件に該当すると思われる人材のうち、申込者に応募する意思がある候補者を申込者に対し弊社の指定した方法で紹介する。申込者は、候補者から任意の者を選び、申込者の判断に基づき選考のうえ、その採用の可否を判断する。ただし、申込者は、当該候補者が選考を辞退する可能性があることをあらかじめ承諾する。
2. 申込者は、弊社に紹介を依頼する求人案件に関して、特別な条件（必要な資格等も含む）がある場合、事前にその旨を弊社に通知する。
3. 弊社は、職業紹介事業者として通常課される責任において、本サービスを誠実に遂行する。
4. 申込者は、本契約において、候補者が他企業の求人に対して応募することがあることを確認する。

## 第5条 (候補者への求人条件等の開示・公開)

1. 申込者は弊社に対し、候補者の紹介を依頼する場合、職業安定法第5条の3第2項に従い、書面又は電子メール若しくはその他同法所定の方法（以下「書面交付等の方法」という。）により、同項の定める労働条件その他希望する求人の条件（以下これらを「求人条件」という。）を明示する
2. 申込者は前項の依頼に際して、虚偽又は誇大な条件、法令に違反する条件及び通常の求人条件と比して著しく不適当な条件を含む求人条件を明示してはならない。
3. 申込者が弊社に対して、第1項の依頼をした後、同項により明示した求人条件の内容に変更、特定、削除、追加（以下これらを「変更等」という。）が生じた場合、申込者は、速やかに書面交付等の方法により変更等の内容を弊社に通知する。
4. 第1項により明示した求人条件の内容に変更等が生じた時期が、弊社が求職者に求人条件を明示した後であった場合、申込者は職業安定法第5条の3第3項に従い、変更等の内容を書面交付等の方法により、弊社を通じて変更する求人条件を候補者に明示する。
5. 申込者が、事前に希望しない旨を指定した場合を除き、弊社は、求人票に記載の求人条件、申込者

から提供された及び一般に公開されている申込者の企業情報等の弊社が独自に収集した情報等（以下「求人等に関する情報」という）を、候補者に対して開示・提供できるものとする。

6. 申込者が、事前に希望しない旨を指定した場合を除き、弊社は、弊社が候補者を募集する目的で、求人条件等を、弊社のウェブサイト等において開示・公開できるものとする。
7. 弊社は、前6項にかかわらず、職業安定法第5条の6に基づき求人を受理できない場合には、申込者の求人を受理しないことができるものとする。
8. 申込者は、職業安定法第5条の6に規定されている求人を受理しないことができる事由に該当しないことを表明するものとし、後にこれに該当する事由が発生した場合は速やかに弊社へ通知するものとする。

#### 第6条（候補者その他の求職者への情報提供）

1. 弊社は、候補者その他求職者に対し、求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。
2. 弊社は、候補者等に対し求人等に関する情報を提供するに当たって、当該情報を正確かつ最新の情報に保つため、次に掲げる措置を講じなければならない。申込者は、弊社が当該措置を講ずるために必要な協力をするものとする。
  - (1) 申込者から、当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあったときは、遅滞なくこれに応じること
  - (2) 当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく、申込者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること
  - (3) 求人等に関する情報又は候補者等に関する情報の時点を明らかにすること

#### 第7条（申込者の通知・協力義務）

1. 申込者は、弊社の紹介する候補者に関して自ら選考のうえ、採用するか否かを決定したときは、速やかに候補者及び弊社に対して書面交付等の方法によりその旨を通知しなければならない。

2. 申込者は、前項において採用の通知をする場合、候補者に対して所定の内定通知書（労働基準法第15条に基づく労働条件を明示したもの）又はこれと同等の事項を記載した文書を交付し、かかる内定通知書の写しを弊社に提示する。なお、採用することを決定した場合において、求人票において予め明示された労働条件から変更（特定、削除又は追加を含む）した労働条件によって採用しようとするときには、申込者は、当該変更内容について、弊社に通知したうえで、自らの責任において速やかに候補者に明示しなければならない。
3. 申込者は、候補者その他求職者へ直接連絡をしてはならないものとする。但し以下の場合は除く。
  - (ア) 採用選考を目的とした接触等の目的で、弊社の事前の承諾を得た場合
  - (イ) 当該候補者と入社合意に至った場合
4. 前項（ア）の場合、申込者は、申込者と候補者の連絡事項について、漏れなく速やかにこれを弊社に報告しなければならない。
5. 申込者は、弊社が候補者を紹介した後に、当該候補者について他の手段により応募があった場合には、弊社の紹介による応募を優先して取り扱わなければならない。
6. 申込者は、当該候補者の情報を得る目的で候補者が在籍している学校、企業又は在籍していた学校、企業に連絡をしてはならない。ただし、申込者が候補者から承諾を得た場合は、この限りでない。
7. 申込者は、新規採用者の内定を取り消す場合、弊社に通知のうえ、すべて自己の責任において新規採用者との間に発生する紛争を処理する。ただし、内定取消が専ら弊社の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。
8. 申込者は、新規採用者を期間の定めのない雇用形態において雇用する社員として採用した場合において、当該新規採用者が入社後6ヵ月以内に退職（解雇による退職を除く）したときには、当該事実を速やかに弊社に報告しなければならない。また、申込者は、弊社から当該事実の有無について確認を受けた場合、これに協力するものとする。
9. 申込者が弊社の紹介する候補者の不採用を決定した後であっても、その日から1年以内に、申込者

が弊社を介さず当該候補者に接触する場合に、申込者は弊社に対して速やかに通知しなければならない。また、申込者が同期間中に当該候補者を採用した場合についても、申込者は弊社に対して速やかに通知しなければならない。

#### 第8条（提供資料）

1. 申込者は、弊社が本サービスを提供するために必要な資料等（以下「資料等」という。）を求めた場合には、弊社に対し、遅滞なく資料等を提供する。
2. 弊社は、本契約の目的を達成するために必要な場合、申込者から提供された資料等を複製又は改変することができる。

#### 第9条（報酬額と支払方法）

1. 申込者が候補者の採用を決定し、当該候補者と入社合意に至った場合、申込者は弊社に対して、申込書に記載の本サービスの報酬を支払うものとする。報酬額の決定に係る学生区分の定義については入社合意に至った候補者のキャリアシートの記載に基づくものとする。
2. 前項の規定は、申込者が弊社の紹介する候補者の不採用を決定した日から1年以内に、申込者が当該候補者を採用した場合、又は申込者の斡旋により申込者の関係会社が当該候補者を採用した場合にも適用される。なお、申込者が弊社に当該候補者の採用について第7条に定める通知をしなかった場合は、前項の報酬に加え当該報酬と同額の違約金を支払うものとする。
3. 弊社は申込者に対して、第1項の報酬額及びこれに係る消費税を新規採用者の入社合意月の翌月3営業日までに請求し、申込者は申込書に記載の支払い方法で弊社指定の銀行口座に振込みにより支払う。なお、振込手数料は申込者の負担とする。
4. 弊社から申込者に紹介した候補者について、本項1号の内容を紹介日から5営業日以内に弊社に報告し、弊社が認めた場合、本条第1項に定める報酬は発生しないものとする。
  - (1) 紹介を受けた時点で、オンラインオフラインを問わず、面接（Web面接含む）等の採用選考を目的とした接触が継続的になされていること。

#### 第10条（報酬の返還）

弊社は、前条の報酬について、第12条（内定取消等の対応）に定める場合以外での返金はしないものとする。

#### 第11条（同意事項）

申込者は弊社に対し、次の各号の事項について同意する。

- (1) 弊社が電子メール、郵便、電話又はファックス等の手段を用いて連絡すること。
- (2) 弊社が、申込者の名称及びロゴを弊社のサービスサイト及び販促用パンフレットへの掲載等のマーケティング業務において使用すること。
- (3) 弊社が、申込者の採用傾向等、申込者が本サービスを利用することから判明する情報を、申込者を特定できない形で本サービスの品質向上等のために利用する場合があること。
- (4) 弊社が、本サービスの提供に際して、その一部を弊社と契約する第三者に業務委託する場合があること。
- (5) 新規採用者が、学校年度の最終月以外で卒業した場合であっても、内定取消とならない限り、本サービスを利用し採用決定した新規採用者として報酬の支払い対象となること。
- (6) 新規採用者が、卒業年度を詐称していた又は留年により入社時期が変更になった場合であっても、内定取消とならない限り、本サービスに基づき採用決定した新規採用者と報酬の支払い対象となること。

#### 第12条（内定取消等の対応）

1. 弊社は、申込者が次の各号のいずれかに該当し、その旨を新規採用者の入社予定日の前日までに弊社へ連絡をした場合に限り、第9条第1項に定める報酬を返金する。なお、返金する報酬には、利息は付さないものとする。
  - (1) 新規採用者から辞退の意思表示受け、内定を取り消した場合。
  - (2) 新規採用者の責めに帰すべき事由により、内定を取り消した場合。
2. 前項の対応は、対象となる新規採用者の入社予定日以降に連絡をした場合は対象外とする。

3. 弊社は、申込者からの第1項の報告受領月の末日を締切として、翌月末日限り、申込者が指定する口座に振り込みによる方法で返金する。なお、振込手数料は弊社の負担とする。

### 第13条（通知義務）

本契約の当事者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方にその旨を通知するとともに、関係諸官庁への届出及び申請等も遅滞なく処理しなければならない。

- (1) 法人の名称又は商号の変更
- (2) 代表者の変更
- (3) 本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更
- (4) 組織、資本構成の変更（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、議決権の3分の1以上の株式の変動）
- (5) その他経営に重大な影響を及ぼす事項があるとき

### 第14条（秘密保持）

1. 本契約において「秘密情報」とは、本契約に関連して、相手方より書面、口頭又は記録媒体等により提供若しくは開示された相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報をいう。
2. 秘密情報には、次の各号に定める情報は含まないものとする。
  - (1) 相手方から提供若しくは開示を受けたときに、既に知得していたもの。
  - (2) 相手方から提供若しくは開示を受けた後、自己の責めに帰せざる事由により公知となったもの。
  - (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの。
  - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの。
  - (5) 相手方から秘密保持の必要がない旨書面で確認されたもの。
3. 申込者及び弊社は、秘密情報を本契約の履行のみに利用し、相手方の書面による承諾、又はシステム上の承諾なしに第三者に秘密情報を提供、開示又は漏洩してはならない。
4. 前項の定めにかかわらず、申込者及び弊社は、法律、裁判所又は政府機関の命令等に基づき、秘密

情報を開示することができる。ただし、当該命令等があった場合、速やかにその旨を相手方に通知するものとする。

5. 申込者及び弊社は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第3項に準じて厳重に行うものとする。
6. 申込者及び弊社は、相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄するものとする。
7. 申込者は、弊社が申込者の本サービス利用状況等を、統計化して保有、利用又は提供することがあることを承諾する。

### 第15条（個人情報）

1. 申込者及び弊社は、申込者が弊社の紹介する候補者を採用するか否かにかかわらず、紹介されるすべての候補者の個人情報が法令により保護される対象であることを確認する。
2. 弊社は、求人条件に何ら関連のない候補者の病歴等の機微な個人情報について、候補者から収集せず申込者に対して開示又は提供しない。
3. 申込者は、候補者の個人情報を自己の責任による適切な管理のもとに秘密として取り扱い、候補者本人の事前の承諾なくして第三者に提供してはならず、また本サービス以外の目的で使用してはならない。
4. 申込者は、本サービスに必要な範囲を超えて候補者の個人情報を加工又は複製してはならない。
5. 申込者は、候補者の個人情報が漏洩した場合又は漏洩したおそれがある場合、直ちにその旨を弊社に報告し、協議のうえ、適切な対応をとらなければならない。
6. 申込者は、弊社が申込者から提供された個人情報を、企業名及び個人を特定できない形で、本サービスの提供に必要な範囲、それに関連する事項及びポリシー等で定められた目的の範囲で使用することがあることを承諾する。

## 第16条（著作物等の取扱い）

本サービスにつき、申込者から弊社に提供した申込者に権利が帰属する著作物及び広告・情報・記事・写真・イラスト・ロゴ等のコンテンツに関しては、申込者は、あらかじめ、本サービスの目的の範囲（候補者の募集を目的とした広告掲載を含む）において及び第11条第2号の同意に基づき、弊社が使用することを許諾するものとする。

## 第17条（業務委託）

1. 申込者は、本契約に関する申込者の採用業務を弊社以外の採用代行会社又はその他の第三者に委託する場合（以下「委託先」という）、十分な安全管理基準を満たす委託先を選定し、候補者の個人情報についての厳重かつ適正な取扱いを定めた契約を締結し、委託先の当該個人情報の取扱いについて責任をもって監督する。
2. 申込者が、弊社に対し、候補者の個人情報を委託先に直接提供することを求める時は、委託先が正当な権限を有する旨を書面（電子メール含む。）にて弊社に事前通知するものとする。

## 第18条（利用者）

申込者は、本サービスを利用する者（自己の従業員、委託先又はその他の第三者）が、申込者より正当な権限の付与を受けた者であることを保証する。

## 第19条（免責）

1. 弊社は、弊社が紹介した候補者の履歴書、職務経歴書その他の応募書類について、その内容に虚偽や不備等があった場合でも一切責任を負わない。
2. 弊社は、弊社が紹介した候補者が申込者に採用されて被用者として就業を開始した後は、当該被用者の行為によって申込者又は第三者に発生した損害について一切責任を負わない。

## 第20条（損害賠償）

故意又は重過失によって本契約に違反した当事者は、当該違反に起因又は関連して相手方が被った直接かつ現実に生じた通常の損害、損失及び費用（弁護士費用、逸失利益を除く。）を賠償する。なお、特別損害についてはその予見可能性にかかわらず損害賠償責任を負わないものとする。

## 第21条（規約の変更）

1. 弊社は、自己の裁量により本規約を適宜変更できるものとします。但し、弊社は、本規約について重要な変更を行う場合は、当該変更内容・条件等（以下、「変更条件」といいます）の適用開始日の14日前までに、電子メール等を通じて申込者に通知します。
2. 申込者は、変更条件を承諾しない場合は、弊社に対し、14日以内に到達するように、書面等にて通知しなければなりません。
3. 前項の通知があった場合を除き、本規約は、適用開始日から当該変更条件どおりに当然に変更されるものとし、弊社は、本規約変更後に、申込者が、弊社からの新たな候補者の推薦を受諾した時点で、本規約変更に対する承諾の意思表示の有無を問わず、変更後の本規約に同意したものとみなします。

## 第22条（法令遵守）

申込者及び弊社は、候補者を採用・雇用し、又は本サービスを遂行するにあたり、関係諸法令（労働基準法、労働契約法、職業安定法等）の定める求人者又は職業紹介事業者の義務を遵守しなければならない。

## 第23条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者及び弊社は、それぞれ相手方に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）。
  - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするな

ど、不当に反社会的勢力 を利用していると認められる関係を有すること。

- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) 役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又は肩書を問わずこれらに準ずる者をいう）又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難される関係を有すること。
2. 申込者及び弊社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
  - (5) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する行為。
  - (6) その他前各号に準ずる行為。

#### 第24条（解約）

1. 申込者又は弊社は、相手方が次の各号のいずれかの事由に該当した場合、あらかじめ相手方に通知又は催告をすることなく、本契約を解除することができる。
  - (1) 本契約（特約がある場合は、その場合も含む）の各条項に違反した場合。
  - (2) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
  - (3) 自ら振り出し、又は引き受けた手形又は小切手が、不渡りとなった場合。
  - (4) 租税公課の滞納処分を受けた場合。
  - (5) 監督官庁より営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合。
  - (6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てがなされた場合、又は申込者自らが破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てを行った場

合。

- (7) 解散、会社分割、事業の全部又は重要な一部の譲渡を行う場合。
  - (8) 合併により消滅する場合。
  - (9) その他本契約の各条項の履行が困難であると客観的に認められる相当の事情が生じたとき。
2. 申込者又は弊社が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方に対して負っている債務について当然に期限の利益を失うものとする。
  3. 前各項により、解除された当事者に損害が発生した場合でも、その相手方は一切の責任を負わない。

#### 第25条（期間）

1. 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、申込者弊社いずれからも期間満了1ヵ月前までに書面による解約の申し出がない場合は、更に1年間本契約を更新するものとし、以後も同様とする。
2. 前項の定めにかかわらず本契約の当事者は、やむを得ない事由により本契約を解約する必要がある場合に限り、本契約の有効期間中であっても、1ヵ月前までの相手方に対する書面又は電磁的方法による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 申込者は、本契約期間中に発生した債務については、本契約終了後も弊社に対する支払を免れることはできない。
4. 本契約終了後においても、第7条第8項（申込者の通知・協力義務）、第14条（秘密保持）、第15条（個人情報）、第20条（損害賠償）、第26条（権利義務譲渡の禁止）、第27条（紛争解決）、前項及び本項はなおも効力を有する。また、本契約終了時点において、弊社が申込者に紹介し既に申込者における選考が開始している候補者に関しては、本契約の各条項が適用されるものとする。

#### 第26条（権利義務譲渡の禁止）

1. 申込者は、弊社の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義

務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできない。

2. 弊社は本契約にかかる事業を他社に譲渡した場合、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、本契約に基づく権利及び義務並びに申込者の登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとする。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の実業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとする。

## **第27条（紛争解決）**

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関して疑義のある事項については、申込者及び弊社は誠意をもって協議のうえ解決する。万一協議が調わない場合は、訴額に応じ、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

2026年1月22日改定

求人者・求職者の皆様へ

## 取扱職種の範囲等の明示

株式会社 マキシマイズ  
有料職業紹介事業許可番号(13-ユ-314911)

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ・取扱職種:全職種
- ・地域:国内

●手数料に関する事項

- ・求職者から徴収する手数料等はありません。
- ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50%  手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50%  手数料負担者は求人者とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

●返戻金制度に関する事項

当社は、返戻金制度を設けておりません。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先:株式会社 マキシマイズ 職業紹介責任者 連絡先:03-5747-9390

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、事務所内職員とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、停滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に務めることとする。

4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

手 数 料 表  
(一般登録型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	_____ 0 _____ 円  手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス  【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)  当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の  _____ 50 _____ % (または _____ 円)  (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)  当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の  _____ 50 _____ % (または _____ 円)  手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス  【職業紹介の付加サービス】  *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬  当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の  _____ 50 _____ % (または _____ 円)  手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-314911

事業所の名称及び所在地 株式会社マキシマイズ

東京都千代田区神田美土代町1番地